

日常生活用具の給付

在宅の障害者の方が、円滑に日常生活を過ごせるように必要に応じて、日常生活用具が給付されます。

※申請前に購入したものは助成の対象になりませんので、必ず事前にご相談ください。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を所持する方 ・療育手帳を所持する方 ・難病医療受給者証又は難病診断書を所持する方 ※介護保険対象品目である日常生活用具を必要とされる方は、高齢福祉課で介護保険の認定申請をしてください。
費用	原則として、費用の1割が原則自己負担となります。ただし、基準額を超えた場合は、基準額の1割と基準額を超えた費用が自己負担となります。
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具申請書 ・日常生活用具見積書 ・対象の障害者手帳、難病医療受給者証又は難病診断書
給付品目	下表参照 ※障害の内容や程度によって給付品目が異なります。
窓口	障害福祉課・藤代総合窓口課
備考	①脳性まひなど脳原性運動機能障害の方は、医師の意見書が必要です。 ②下記の品目は、失われた身体部位及び損なわれた身体機能を代償、補完するものであるため、在宅の有無に関係なく交付することができます。 ・点字器 ・人工喉頭 ・収尿器 ・ストマ用装具 ・頭部保護帽 ・T字杖

〈視覚障害者向け給付品目〉

品目	対象の方	内容	基準額	耐用年数
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の方	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生可能な製品で、視覚障害者が容易に使用することができるもの。録音機能を備えたものもある。	再生専用 35,000円 録音再生機 85,000円	6年
盲人用時計	視覚障害2級以上の方 ※音声時計は、手指の触覚障害等により触読式時計の使用が困難な方	腕時計又は懐中時計であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものに限る。	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
点字タイプライター	視覚障害2級以上の方 ※本人が就労又は就労が見込まれる方	点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの。	63,100円	5年
電磁調理器	視覚障害2級以上の方 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用することができるもの。	41,000円	6年
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の方 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	検温結果を、音声により伝える機能を有するもの。	9,000円	5年
視覚障害者用図書	視覚障害者であって、主に点字、大活字又はDAISY図書により情報を入手している者	点字若しくは大活字により作成された図書又はDAISY方式により記録された図書。	年額 60,000円	—

品目	対象の方	内 容		基準額	耐用年数
盲人用体重計	視覚障害2級以上の方 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用することができるもの。		18,000円	5年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出すことができるもの。		198,000円	8年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の方 ※学齢児以上の方に限る	電波を利用して符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもの。		7,000円	10年
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害の方 ※原則視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の方	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。		383,500円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の方	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用することができるもの。		99,800円	6年
視覚障害者用情報受信装置	視覚障害者2級以上の方 ※学齢児以上の方に限る	地上デジタル放送を音声受信することができ、かつ、災害時の緊急放送を受信するもので、視覚障害者が容易に使用することができるもの。		29,000円	6年
※点字器	情報の入手が、主に点字による視覚障害者の方	視覚障害者が容易に使用することができ、かつ、点筆を含むもの。	32マス18行、両面書真ちゅう板製	10,400円	7年
			32マス18行、両面書プラスチック製	6,600円	
			32マス4行、片面書アルミニウム製	7,200円	5年
			32マス12行、片面書プラスチック製	1,650円	
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上の方 ※学齢児以上の方に限る	視覚障害者の方がパーソナルコンピュータ等の電子計算機を使用する際に必要なソフト及び周辺機器。	入力文字を音声化するソフト、強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト又は画面の文字を音声化するソフト。	100,000円	6年

〈言語機能障害者向け給付品目〉

品目	対象の方	内 容		基準額	耐用年数
人工喉頭	喉頭摘出等により、音声機能又は言語機能障害を有する方	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	笛式 ※気管カニューレを付けた場合は、3,100円増し。	5,000円	4年
		顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するものであり、職業上又は教育上真に必要なもの。	電動式	70,100円	
携帯用会話補助装置	音声機能又は言語機能障害者であって、発声・発語に著しい障害を有する方	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用することができるもの。		98,800円	5年

〈聴覚障害者向け給付品目〉

品目	対象の方	内 容	基 準 額	耐用年数
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の方 ※聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚することができるもの。	87,400円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ※学齢児以上の方に限る	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用することができるもの。	71,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組及びテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用することができるもの。	88,900円	6年

〈肢体不自由者向け給付品目〉

品目	対象の方	内 容	基 準 額	耐用年数
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の方又は難病患者のうち常時介護を要する方	障害者が容易に使用することができるもの(手すりを付けることができる)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 手すり付 5,400円	8年
特殊便器	上肢障害2級以上の方又は難病患者のうち上肢機能に障害のある方	足踏みペダルで温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級以上の方(常時介護を要する方に限る)又は難病患者のうち寝たきりの状態にある方	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の方又は難病患者のうち寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整することができる機能を有するもの。	154,000円	8年
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級以上の方(常時介護を要する方に限る)又は難病患者のうち自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用することができるもの。	67,000円	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の方(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する方に限る)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の方(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する方に限る)又は難病患者のうち寝たきり状態にある方	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用することができるもの。	15,000円	5年
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者又は難病患者であって、入浴に介助を必要とする方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年

品目	対象の方	内 容		基準額	耐用年数
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の方又は難病患者のうち下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。		159,000円	4年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方 難病患者のうち下肢が不自由な方	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (ア)障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 (イ)転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		60,000円	8年
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方であって、障害等級3級以上の方(ただし、特殊便器への取替えをする場合にあっては、上肢障害2級以上の方) 難病患者のうち下肢又は体幹機能に障害のある方	障害者等の移動等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものを含む。ただし、介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費の適用を受ける者にあっては、当該適用に係る部分を除く。		550,000円	—
T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害を有する方	一点支持のものであり、体重の免荷機能は十分でないもの。なお、多点つえ等については、補装具の交付品目である。	主材料が木材(十分な強度を有するもの)、 外装はニス塗装	2,200円	3年
※夜光材とした場合は、410円増し(全面夜光材付とした場合は、1,200円増し)とする。また、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、260円増しとする。			主材料が軽金属	3,000円	
携帯用会話補助装置	肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する方	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用することができるもの。		98,800円	5年
情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上の方 ※学齢児以上の方に限る	上肢機能障害の方がパーソナルコンピュータ等の電子計算機器を使用する際に必要なソフト及び周辺機器。		100,000円	6年

〈内部障害者向け給付品目〉

品目	対象の方	内 容		基準額	耐用年数
透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う方	透析液を加温し、一定温度に保つもの。		51,500円	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	障害者が容易に使用することができるもの。		17,000円	10年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる方又は難病患者のうち呼吸器機能に障害のある方	障害者等が容易に使用することができるもの。		56,400円	5年

品目	対象の方	内 容		基 準 額	耐用年数	
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる方又は難病患者のうち呼吸器機能に障害のある方	障害者等が容易に使用することができるもの。		36,000円	5年	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者のうち人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用することができるもの。		157,500円	5年	
発動発電機又は家庭用蓄電池	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者又は難病患者等であって、在宅で1日につき1回以上人工呼吸器又は電気式たん吸引機(以下この項において「人工呼吸器等」という)を使用している者。	在宅で使用する人工呼吸器等に接続することにより人工呼吸器等の稼働に必要な電力を供給できるもので、障害者等又はその介護者が容易に使用することができるもの。		100,000円	—	
収尿器	ぼうこう又は直腸機能障害を有する方及び脊椎損傷による排尿機能障害(特に失禁のある場合)のために収尿器を必要とする方	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置装置を付けるものとする。主材料はラテックス製又はゴム製。	男性用	普通型	7,700円	1年
				簡易型	5,700円	
	女性用	普通型	8,500円			
	簡易型	5,900円				
※ 女性用簡易型収尿器については、採尿袋20枚を1組とする。						
ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能の障害を有する方、又は脳性まひなど常時必要である方	蓄便・蓄尿袋については、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であって、尿袋については、キャップ付とする。主材料はラテックス製又はプラスチックフィルム製。	蓄便袋	8,600円	1月	
			蓄尿袋	11,300円		
※ ストマ用装具については、2か月分の額を日常生活用具給付券1枚に記載して交付します。また、申請1回につき2枚まで一括交付することができます。(4か月分) ※ 災害時預かりストマ事業があります。		紙おむつについては、次のいずれかに該当する3歳以上の方に限る。 ○ ストマの変形若しくはストマ周辺の著しいびらんのためストマ用装具を装着できない方。 ○ 二分脊椎による排便機能障害又は排尿機能障害のある方。 ○ 脳性まひその他の脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な方。	紙おむつ	12,000円		

〈身体障害児向け給付品目〉

品目	対象の方	内 容	基 準 額	耐用年数
訓練いす	3歳から18歳までの下肢又は体幹機能障害2級以上の方	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の方、又は難病患者のうち下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練をすることができる器具を備えたもの。	159,200円	8年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる方、又は難病患者のうち呼吸器機能に障害のある方	障害児等が容易に使用することができるもの。	56,400円	5年

〈身体障害児平衡機能障害又は療育手帳①、A等のてんかんの方向け給付品目〉

品目	対象の方	内 容	基 準 額	耐用年数
頭部保護帽	平衡機能に障害を有する方あるいは療育手帳①、Aの方や自立支援医療を受けている方でてんかん発作等により転倒し頭部を強打するおそれがある方	ヘルメット型で、スポンジ、革を主材料に製作し、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	15,200円	3年
		主材料がスポンジ、革 主材料がスポンジ、革プラスチック	36,750円	
※頭部保護帽の限度額は、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、限度額の80%の範囲内の額とします。				

〈障害等級2級以上の方又は難病患者向け給付品目〉

品目	対象の方	内 容	基 準 額	耐用年数
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700円	8年